

令和8年1月定例会

教 育 長 報 告

久喜市教育委員会

資料目次

ア 久喜市議会令和7年1月定例会議市政に対する質問（教育委員会関係）について	1
イ 久喜市議会令和7年1月定例会議提出議案・議決結果（教育委員会関係）について	13
ウ 久喜市の「休日の部活動」地域展開に係る基本方針の改訂について	14
エ 令和7年度久喜市一般会計補正予算（第10号）（案）に係る意見聴取について	別冊

**ア 久喜市議会令和7年11月定例会議市政に対する質問（教育委員会関係）
について**

発言番号 1-4	通告第 8 号	春山 千明 議員
----------	---------	----------

《質問事項》

- 1 清久工業団地内、西谷地区の田畠との境界にある緩衝帯樹木の管理状況を伺う

《質問の要旨》

- (3) 清久小学校の松の樹木医による診断結果はどのようなものだったか。

【答弁原稿】

大項目1の(3)のご質問に対してご答弁申し上げます。

清久小学校の松につきましては、11月12日に樹木医により、目視診断を行うとともに、専門機関による検査を実施するため、枝の採取を行ったところであり、現在、診断結果を待っている状況でございます。

また、樹木医に確認したところ、西谷地区の緩衝帯と清久小学校の松とでは、現地調査の段階では、異なる原因が推測されることから、その関連性は低いものとの診断をいただいているところでございます。

そのような中、清久小学校の松につきましては、地域のシンボルツリーとして親しまれているものと認識しておりますので、今後は、診断結果を基に適切な対応を行ってまいりたいと考えております。

発言番号 2-2	通告第 1 号	丹野 郁夫 議員
----------	---------	----------

《質問事項》

- 3 鷺宮西小中学校の通学路の安全確保を

《質問の要旨》

来春から鷺宮西小中学校が開校するにあたり、通学路の安全確保について確認したく、以下伺う。

- (1) 新たな通学路の選定状況を伺う。
- (2) 通学方法（自転車、通学班等）を伺う。
- (3) 学校等から危険地点として挙げられている箇所の安全対策を伺う。

【答弁原稿】

大項目3のご質問に対して順次ご答弁申し上げます。

はじめに、(1)でございます。

現在、鷺宮小学校と鷺宮西中学校において、鷺宮西小中学校の開校に向け、登下校における安全対策等の様々な調整を行っております。

この中で、小学生に相当する前期課程の通学路は、1月中旬頃に確定予定とのことでございます。

また、中学生に相当する後期課程は、現在と同じ通学先となりますので、基本的に、通学路もこれまでと同様になるものでございます。

次に、(2)でございます。

鷺宮西小中学校への通学方法につきましては、前期課程は、任意の通学班や各自で、徒歩による通学になるとのことでございます。

後期課程につきましては、学校から自宅までの距離が1.1キロメートル未満の場合は徒歩通学、1.1キロメートル以上の場合は自転車通学になるとのことでございます。

次に、(3)でございます。

通学路の安全対策につきましては、毎年、年度の始めに全ての小中学校に照会を行い、危険地点として挙げられた箇所について、全庁的な対応を行っております。

これに加えて、鷺宮西小中学校の通学路につきましては、現在の通学路が変更となる児童が発生することから、鷺宮小学校と鷺宮西中学校において、現在、危険箇所の確認や共有を行っております。

今後、これらの取り組みを踏まえ、教育委員会と学校とで情報共有を行いつつ、庁内関係各課と隨時調整を行ってまいりたいと考えております。

発言番号 3-1	通告第 4 号	貴志 信智 議員
----------	---------	----------

《質問事項》

3 久喜市が主催するイベントにおける国会議員の扱いの明確化を

《質問の要旨》

市主催イベントにおける国会議員や前国会議員の扱いが不明である。(衆議院議員について特に不明であるため、久喜市を選挙区とする衆議院議員について伺う)

(1) 地区運動会の開会式において、前衆議院議員の方が紹介され壇上で挨拶をしていた。この経緯を伺う。個人に依らず「前衆議院議員」に対しては今後も同様の扱いを続けるのか伺う。

- (2) 2023年度の成人式において、当時の埼玉13区選出衆議院議員は壇上で挨拶をしていたが、2024年度の成人式では、埼玉13区選出衆議院議員に案内すら届かなかったと聞く。この経緯を伺う。

【答弁原稿】

大項目3の(1)、(2)のご質問に対してご答弁申し上げます。

はじめに、(1)でございます。

市内各地区で開催する体育祭では、衆議院議員のみなさまには、来賓としてご案内を差し上げていないところでございます。

このような中、地区体育祭に、衆議院議員がお見えになった場合につきましては、開会式前に来られた場合や、競技の最中に来られた場合など様々なケースがあり、その場の状況に応じて、ご紹介をすることやご挨拶をいただくなどもあり、臨機応変な対応を心掛けてきたところでございます。

地元選出の衆議院議員につきましては、現職はもとより前職であっても、これまで長らく地域に貢献していただきってきたことや、ご厚意で応援に来てくださったことなどを踏まえ、本年度、地区によっては、ご紹介やご挨拶をいただいた場合もございます。

今後につきましても、来賓としてのご案内は考えていないところではございますが、お見えになった場合につきましては、その時々の状況に応じて、実行委員会と相談しながら、対応してまいりたいと考えております。

次に、(2)でございます。

久喜市二十歳の成人式につきましては、衆議院議員に来賓としてのご案内を差し上げておりませんでしたが、令和6年成人式の開催方法等を検討する中で、コロナ禍以降のイベントを盛り上げ、二十歳を迎えた皆さんを盛大にお祝いする方法の一つとして、ご案内を差し上げたところでございます。

令和7年成人式につきましては、近年のイベントの時間短縮化を求める社会的風潮に加え、実施内容を検討する中で、実行委員による第二部の催し物の希望に可能な限り応えるため、第一部の式典をスリム化する必要があると考えたことから、来賓については、従来どおりとしたところでございます。

発言番号 3-1	通告第 4 号	貴志 信智 議員
----------	---------	----------

《質問事項》

5 小学校体育館にエアコン設置を

《質問の要旨》

- (1) 空調設備整備臨時特例交付金を活用する場合、どの程度の断熱性が求め

られるのか。

- (2) 断熱性を実現するための費用はどの程度か伺う。
- (3) 小学校体育館にエアコンを設置する場合、交付金を除いた市費負担の概算を伺う。

【答弁原稿】

大項目5のご質問に対して順次ご答弁申し上げます。

はじめに、(1)でございます。

空調設備整備臨時特例交付金の補助要件では、断熱等の効果に対する具体的な数値等は求められていないことから、何かしらの断熱性等の向上に資する工事を実施すれば、補助要件を満たすものとされております。

次に、(2)でございます。

断熱化等の費用につきましては、中学校の設置工事が完了した後に、使用状況や、省エネ化などについての検証を行い、その結果を踏まえ、断熱化等の手法などの検討を行うこととしておりますので、現段階において具体的な金額を見込むことは難しいところでございます。

次に、(3)でございます。

令和8年度以降の補助率や交付税措置等の条件につきましては、まだ国から正式な通知がございませんので、令和7年度の条件を前提にご答弁申し上げます。

まず、空調設備整備臨時特例交付金の補助率は2分の1となっております。

また、7,000万円を上限とした事業費から、補助金を差し引いた地方負担分の100%に地方債の充当が可能となっており、後年度の地方債の元利償還金の50%に地方交付税が措置されることとなっております。

以上を踏まえますと、事業費の上限を考慮しない場合、事業費の25%が実質的な市の負担となることが見込まれるものでございます。

《質問事項》

4 小中学生のSNSトラブルに適切な対応を

《質問の要旨》

SNSは便利なツールだが、使い方を誤れば、子どもたちの人間関係や心の健康に大きな影響を与えかねない。この状況を踏まえ、以下伺う。

- (1) 市内の小中学校で発生しているSNSをめぐるトラブル内容について、市の把握状況を伺う。また、近年みられる傾向や特徴について、どのよ

うに分析しているのか。

- (2) SNSトラブルが発生した際の学校の初期対応、教育委員会への報告体制、児童生徒・保護者への指導や支援について、現在の取組状況を伺う。
- (3) SNSリテラシー教育や情報モラル教育の実施内容について伺う。また、トラブル増加の現状を踏まえ、授業や講座の充実など、今後の強化方針についての考え方を伺う。
- (4) SNSトラブルは家庭や地域とも深くかかわる問題である。学校だけでなく、警察・児童相談所・地域団体などとの連携状況について伺う。また、市としてどのような対策を強化していく考え方を伺う。

【答弁原稿】

大項目4のご質問に対して順次ご答弁申し上げます。

はじめに、(1)でございます。

教育委員会では、毎月、各校におけるSNSトラブル発生の有無、発生状況等を調査しています。近年の特徴は、個人所有のスマートフォンのラインやインスタグラム等のSNS上の誹謗中傷、画像の無断利用や掲載、それに伴う友人関係のトラブルなどが多く、これらは増加傾向にございます。

次に、(2)でございます。

SNSトラブルの多くは、放課後や休日等に学校外において、児童生徒所有のスマートフォンを使用する中で発生しています。学校では、学校生活いじめアンケートや児童生徒・保護者からの相談等によりSNSトラブルが発生した可能性を把握した場合、速やかに関係する児童生徒に事実確認を行い、各家庭・保護者とも連携しながら指導を行っています。その結果、トラブルが確認された際は、人間関係の変化等も見守りながら継続的に指導を行っています。なお、教育委員会への報告は、定期的な調査報告の他、緊急性を要する場合など状況によって個別の事案について受けることもあります。

次に、(3)でございます。

各学校では、特別の教科「道徳」等の時間に、情報社会における正しい判断力や相手を思いやる心、ルールやマナーを守る大切さなど情報モラルやSNSリテラシー教育を発達段階に応じながら実施しています。また、日々進化する情報社会を生きていくために必要な力である、危機を自ら回避する能力の育成、情報セキュリティの知識・技能についての学習の他、警察や埼玉県ネットアドバイザー、民間企業等、外部指導者を招聘しての非行防止教室やこども見守り講座を実施しております。

SNSの利用が当たり前となっている今日では、従来の危険性や知識の習得に留まらず、児童生徒自身が主体的にデジタル社会の中で、問題を自ら考え判断

し、正しくかつ積極的に参加する能力を育む「デジタル・シティズンシップ教育」を強化・充実していく方針でございます。

次に、(4) でございます。

SNSトラブルの多くは、学校外で発生していることから、家庭での指導は重要でございます。保護者懇談会や非行防止教室等の機会に、保護者が一緒に学ぶ機会を設けている学校も多くございます。教育委員会では、地域の方々が参加する会議等でも情報共有を行いSNSトラブルへの協力をお願いしたり、「学校・警察連絡協議会」を活用し警察と連携したりしてトラブルの解決・再発防止に取り組んでいます。

SNSトラブルは早期に発見し対応することがより重要なことと考えておりますので、関係各所と連携し、未然防止に努めるとともに、子どもたちに対しては、様々な相談機関や相談窓口があることを周知することにも力を入れております。今後も、子どもたちが情報社会の中で安心して安全にSNSを利用できるよう、対策を強化してまいります。

発言番号 3-6	通告第 20 号	新井 兼 議員
----------	----------	---------

《質問事項》

2 情操教育を充実させ、子どもの心を育む環境を整備すべき

《質問の要旨》

情操教育の位置付けと現状、体験の格差是正、教員研修、心のケア体制、家庭・地域・行政の協働、庁内連携について問う。

- (1) 本市の学校現場において、情操教育をどのように位置付けているのか。
また、久喜市内の学校における情操教育に関わる科目の指導体制や専科教員の配置状況を含め、現状をどのように認識し、どのような課題があると捉えているのか、教育委員会の見解を伺う。
- (2) 本市として、文化・芸術体験や自然体験の現状をどのように認識しているのか。また、各学校の具体的な取組状況とあわせ、経済的な理由等により体験機会が不足している児童生徒への支援策について伺う。
- (3) 専門外の教科を担当する教員への支援や、外部の専門家を活用した研修など、教員の資質向上に向けた取組をどのように計画し、充実させていくのか、教育委員会の見解を伺う。
- (4) 本市として、情操教育と心のケア体制をどのように連携・強化していくのか、教育委員会の見解を伺う。
- (5) 本市として、情操教育に関して家庭や地域との協働をどのように進めていくのか、教育委員会の見解を伺う。

(6) 庁内の横断的な連携体制を構築し、総合的に推進していくことが必要と考えるが、現状と今後の方針について教育委員会の見解を伺う。

【答弁原稿】

大項目2のご質問に対して順次ご答弁申し上げます。

はじめに、(1) でございます。

学校教育における情操教育は、児童生徒の豊かな心や人間性を育むために重要な基盤として位置づけられており、知識や技能の習得と並んで人間形成の根幹をなすものと認識しています。

学習指導要領では学校教育全体で行うものとされていますが、改正教育基本法に「豊かな情操と道徳心を培う」ことが目標の一つに明記されたことにより、道徳教育は情操を育む中核となります。美しいモノに感動する心や創造性を育む図工・美術や音楽、運動や集団行動を通じて協調性やフェアプレー精神を養う体育、学校行事や係活動により社会性を学ぶ特別活動が情操教育の中心となる教科・領域とされています。

これらの科目等を担う教員には、専門的な知識・技能や卓越した指導力が求められることから専科教員の配置が必要ですが、十分な配置がされていないことが課題であると考えます。

次に、(2) でございます。

情操教育において文化・芸術体験や自然体験は大変重要です。家庭の経済的状況等がこれらの機会に影響を与えないようするため、教育委員会では、自然体験や文化体験の重要な機会である修学旅行や林間学校など、校外行事等に係る経費を補助しています。また、小学校では児童が主体となった動物飼育やビオトープを通した体験による情操教育を進めており、さらに、プロの演劇や楽団を招き文化芸術に触れる機会を設けている小・中学校もございます。特徴的な取組として、教育委員会が実施するプラネタリウム施設を利用した学習は、理科の学びだけでなく豊かな心の醸成を支援する役割を担っていると考えます。

次に、(3) でございます。

情操教育を効果的に推進するためには、教員がその意義を深く理解するとともに、実践的・専門的な指導が求められます。道徳や音楽・図工美術など情操教育の中核となる教科・領域については、県立総合教育センター等で行われる研修等の機会を確保することや、優れた指導力を有する講師を招いての研修会を開催するなどの支援をしています。教育委員会では、教員の経験年数や希望等に応じた実践的な指導スキルを習得できる研修の体系的な整備に努めてまいります。

次に、(4) でございます。

情操教育は、児童生徒の自己肯定感やレジリエンスを育むための予防的な基盤づくりとなり、心のケア体制は、発生した問題に対応する治療的・支援的役割

を果たします。この両者を連携し強化するために、教育委員会では情操教育を推進する教員と、心のケアを担う臨床心理士やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーとの情報交換や、臨床心理士等を講師とする児童生徒の心の健康や発達の課題についての研修を実施しています。教員は、得られた情報に基づき、表現活動やグループワークなど情操教育を育む場において個に応じて関わりに配慮し、教育活動を行っています。

次に、(5) でございます。

本市の学校は、全国に先駆けて学校運営協議会が設置され、コミュニティ・スクールとなりました。コミュニティ・スクールのコンセプトは、「地域の子どもは地域で育てる、地域とともにある学校」であります。子どもたちの情操教育を育むための活動として、豊かな体験活動の場である「放課後子ども教室」、生態系や生物環境の保全を学ぶ場であるビオトープをはじめ、学校環境の整備には家庭や地域のご協力をいただいております。今後は地域に役立つ学校としての在り方も研究しながら地域との協働を一層進めてまいります。

次に、(6) でございます。

情操教育の推進は、特定の部署や学校のみで完結するものではなく、新井議員ご指摘のように文化振興はじめ府内各部署や市民活動を進めている皆様と連携した総合的な取組が不可欠であります。一例ですが、文化振興部門とは催馬楽神楽の演奏やオペラ「本多静六」の無料開放を通して、また市民活動を進めている皆様には、かるた大会や「家庭の日、絵画コンクール」、親子で参加できる自然体験などを通して、児童生徒の情操教育に貢献していただいております。今後も、これらの横断的な取組を実効あるものとするよう関係する各部署との連携に努めてまいります。

発言番号 4-1	通告第 10 号	樋口 智洋 議員
----------	----------	----------

《質問事項》

1 小学校屋内運動場（体育館）へのエアコン設置について

《質問の要旨》

学校の防犯対策等について、現状の対策や実施状況を伺う。

- (1) 緊急防災・減災事業債を活用し中学校の体育館にエアコンを設置したが、来年度に小学校体育館への設置計画はあるのか。
- (2) 緊急防災・減災事業債は令和7年度までだが、他の制度、例えば空調整備臨時特例交付金を活用して小学校体育館にエアコンを設置することは可能か。
- (3) 中学校と同様に小学校にエアコンを設置した場合、同程度の金額になる

のか。また、断熱工事を併せて行う場合、費用はどの程度か。

- (4) 空調整備臨時特例交付金等の制度を活用する場合、エアコン工事と断熱工事は同一年度内に実施しなければならないのか。
- (5) 各小学校体育館の建設時期を伺う。建設から数十年が経過し、劣化が著しい施設や、近年の猛暑により設置要望が特に高い学校はあるのか。
- (6) 予算が厳しい場合には、老朽化が激しい小学校を優先して前期・後期に分けて整備を進めることはできないのか伺う。
- (7) 小学校の体育館へのエアコン整備にあたり、スポーツ部門、防災部門と連携し全庁的に進める体制を構築してはどうか。

【答弁原稿】

大項目1のご質問に対して順次ご答弁申し上げます。

はじめに、(1)でございます。

小学校の屋内運動場の空調設備につきましては、現在進めている中学校の設置工事が完了した後、使用状況や、省エネ化などの検証を行い、その結果を参考に、断熱化等の手法などの検討を行うこととしております。

具体的な設置につきましては、その検討結果を踏まえる必要がありますので、現時点では想定しきれないところでございます。

次に、(2)でございます。

緊急防災・減災事業債以外の財源として、空調設備整備臨時特例交付金を活用して設置することは可能でございます。

次に、(3)でございます。

屋内運動場の空調設備の設置につきましては、各学校の屋内運動場の面積や状況によって変わるために、詳細な整備内容は、現地調査を実施する必要がありますが、一般的に中学校と比較して面積が小さいため、必要な空調設備の台数は少なくなり、設置費用も中学校と比較して、抑えられるものと考えられます。

また、断熱化工事につきましては、中学校の設置工事後の検証とそれに基づいた仕様の検討を行う必要があるため、現段階で、具体的な金額を見込むことは難しいところでございます。

次に、(4)でございます。

空調設備整備臨時特例交付金につきましては、交付対象期間である令和15年度までに、空調設備の設置と、断熱化工事を実施すれば、それらが同一年度でなくとも申請することは可能となっております。

次に、(5)でございます。

小学校の屋内運動場の建設時期につきましては、1970年代に6校、1980年代に11校、1990年代に3校、2000年代に1校の屋内運動場が整備されております。

また、空調設備の設置要望につきましては、「市内の小学校全体に対するもの」としての要望が一般的であります。学校別の要望としては、江面小学校への設置要望が多いところでございます。

次に（6）でございます。

小学校の屋内運動場の空調設備につきましては、現在の学校数を踏まえた場合、単年度での整備は難しいものと考えられます。

このようなことから、施設の劣化状況や空調設備以外の工事の実施状況、更には、避難所としての配置バランスなどを踏まえ、複数年度での整備が想定されるところでございます。

次に（7）でございます。

中学校の屋内運動場空調設備の整備内容を決定した際には、設計の段階から関係課と協議を行い、災害時の緊急対応や、学校開放で利用することを想定した仕様としたところでございます。

小学校での空調設備を整備する際には、中学校の場合と同様に、関係課と協議したうえで進める必要があるものと認識しております。

発言番号 4-1	通告第 10 号	樋口 智洋 議員
----------	----------	----------

《質問事項》

2 災害や事故等、停電時における小中学校の電源確保対策について

《質問の要旨》

- (1) 既存のソーラーパネルは停電時にエアコンの稼働に見合う電気量を供給できるのか。
- (2) 校舎、体育館のエアコン稼働に必要な電気量は、どの程度を見込んでいるか。
- (3) 停電時、既存のソーラーパネルで供給できる電気量との差分を確保するため、自家発電設備の整備を進めてはどうか、見解を伺う。
- (4) 一度に自家発電設備を整備することが難しい場合は、優先順位を付けて整備してはどうか、見解を伺う。

【答弁原稿】

続きまして、大項目2のご質問に対して順次ご答弁申し上げます。

はじめに、（1）でございます。

小中学校に設置しているソーラーパネルにつきましては、環境負荷の軽減や、環境教育の一環として活用することを想定しており、停電時の空調設備の稼働に見合う電気量の供給を想定した設計とはなっていないものでございます。

次に、(2) でございます。

全ての小中学校の校舎及び屋内運動場の空調設備を1時間稼動させるために必要な電力量は、約4,000 kWhと見込んでおります。

次に、(3) と (4) は関連がございますので一括してご答弁申し上げます。

現在の学校の授業では、電子黒板やタブレットなどの電子機器を多く活用いたしますが、停電が一時的で、授業を継続できるような場合には、黒板や紙の教科書、ノートを使用するなど、電子機器を使わない授業の実施を想定しております。

一方、停電発生時でも、大規模災害などの場合には、校長の判断で、臨時下校や臨時休業とすることにより、授業を継続しない対応なども考えられるところでございます。

そのため、教育委員会といたしましては、通常の学校運営を行ううえでは、自家発電設備が必ずしも必要なものとは捉えておりませんが、災害時には、学校が避難所となりますことから、避難所としての運営に必要な電力量や電力供給の在り方について、関係部局とともに検討する必要があるものと考えております。

発言番号 4-3	通告第 22 号	大谷 和子 議員
----------	----------	----------

《質問事項》

1 施策の周知に関する市民との接点強化について

《質問の要旨》

(1) 「コスモスフェスタ」の参加で、生涯学習課、資源循環推進課、環境課の各課は、それぞれのブース・活動を通じ、どのような成果を得られたか。今後のアウトリーチ活動に生かすべき課題や改善点を認識しているか。

【答弁原稿】

大項目1の(1)のご質問のうち、教育委員会所管部分についてご答弁申し上げます。

コスモスフェスタでの生涯学習事業の紹介ブースでは、久喜市市民大学、高齢者大学、久喜市放課後子ども教室「ゆうゆうプラザ」及び久喜市生涯学習推進部の活動について、パネル展示を行い、来場者に活動の内容を説明するとともに、移動図書館の配車も行い、図書の貸出などを実施したところでございます。

成果といたしましては、現に活動している方々の生の声を届けることで、生涯学習活動を身近に感じていただくことができたほか、移動図書館では、これまで図書館を利用されたことのない方にも、図書館サービスに触れていただくこと

ができたものと考えております。

今後の課題といったしましては、このようなアウトリーチ活動の機会を増やすとともに、より幅広い世代の皆様に情報をお届けする方策についても検討する必要があるものと考えております。

イ 久喜市議会令和7年11月定例会議提出議案・議決結果（教育委員会関係）について

久喜市議会				教育委員会 審議等状況
議案番号	件 名	上段：上程年月日 下段：議決年月日	議決 結果	
議案 第59号	令和7年度久喜市一般会計補正予算（第7号）について	令和7年11月26日 令和7年12月23日	可決	令和7年11月定例会 教育長報告ウ
議案 第67号	久喜市特定教育・保育施設等重大事故検証委員会条例の一部を改正する条例	令和7年11月26日 令和7年12月23日	可決	令和7年10月定例会 議案第47号
議案 第73号	令和7年度久喜市一般会計補正予算（第8号）について	令和7年12月23日 令和7年12月23日	可決	令和7年12月定例会 教育長報告エ
議案 第80号	久喜市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例	令和7年12月23日 令和7年12月23日	可決	令和7年12月定例会 教育長報告イ ※「久喜市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正」部分
議案 第81号	久喜市一般職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	令和7年12月23日 令和7年12月23日	可決	令和7年12月定例会 教育長報告ウ ※「久喜市任期付市費負担教職員の任用、給与等に関する条例の一部改正」部分

ウ 久喜市の「休日の部活動」地域展開に係る基本方針の改訂について

久喜市の「休日の部活動」地域展開に係る基本方針について

令和8年1月改訂

久喜市教育委員会

1 改訂の経緯

久喜市では、国の方針に基づき、令和6年1月に策定した「久喜市の『休日の部活動』地域移行に係る基本方針」に則り、令和5年度から令和7年度にかけて、休日の部活動の地域移行を推進してきました。

令和7年12月に文部科学省の「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」が改訂され、令和5年から令和7年の「改革推進期間」に引き続き、令和8年から令和10年を「改革実行期間（前期）」、令和11年から令和13年を「改革実行期間（後期）」に位置づけ、令和13年までに休日の部活動の地域展開を目指すとしています。また、取組の名称についても、「地域移行」から「地域展開」へと変更されました。

本改訂は、文部科学省の「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」の改訂及びこれまでの久喜市における取組の進捗状況を鑑み、「久喜市の『休日の部活動』地域移行に係る基本方針」の名称を「久喜市の『休日の部活動』地域展開に係る基本方針」と変更し、久喜市の方針を改訂するものです。

2 令和7年度までの現状

久喜市において休日に活動していた部活動は130部あり、そのうち令和6年度末時点では26部が地域クラブとして展開しており、令和7年度末までに計76部が地域クラブとなる予定です。

また、既存の部活動にはないダンス・トランポリン・eスポーツ英会話・プログラミングを地域クラブとして設立しました。

【地域クラブ数の推移】

令和5年度末	令和6年度末	令和7年度末（予定）
9クラブ	30クラブ	60クラブ

3 久喜市の基本方針

（1）中学校部活動の地域展開のコンセプト

－生徒が主役の部活動改革－～地域の子どもは地域で育てる～

（2）基本方針

①生徒にとって、スポーツ・文化芸術活動に関する多様な選択肢を用意する。

生徒にとって、スポーツ・文化芸術活動に関する多様な選択肢を用意することを重視し、久喜市の実態に応じた学校と地域の連携・協働による取組を進める。

②これまで部活動が積み重ねてきた教育成果・効果等を踏まえた取組とする。

先人の努力と工夫の積み重ねによって構築してきた様々な指導体制や指導技術を継承し、地域展開の指導に活かせる取組とする。

③保護者・地域等のニーズを踏まえ、効果を最大化する体制を構築する。

「生徒が望む活動をさせたい」、「多様な活動が体験できる場が欲しい」、「地域で活動している団体の活動拠点として学校を利用したい」といった保護者や地域のニーズを受け止め、効果を最大化する体制を構築する。

（3）今後の地域展開の目標及び方向性

文部科学省の「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」を踏まえ、これまでの久喜市の取組に鑑み、久喜市では、令和9年度までに休日における部活動をすべて地域クラブに展開することを目標とする。

なお、平日については、これまでどおり部活動として継続するが、国や県の方向性に基づき、地域クラブ活動としての展開についても検討する。